平成２５年（フ）第５７３４号
茨城県取手市駒場２丁目15―９
破産者　川田　政文
１　決定年月日　平成25年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５７３５号
茨城県取手市駒場２丁目15―９
破産者　上原　きよ
１　決定年月日　平成25年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５７４９号
東京都東久留米市八幡町１丁目３番32号
破産者　サンエイ電気株式会社
１　決定年月日　平成25年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５７５０号
東京都清瀬市中里３丁目1729
破産者　畑瀬　　豊
１　決定年月日　平成25年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５７６９号
東京都港区虎ノ門４丁目３番20号神谷町ＭＴビル14Ｆ
破産者　エム・エー・アイ株式会社
１　決定年月日　平成25年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５７７７号
東京都日野市三沢３丁目17番地の８
破産者　株式会社秀栄建工
１　決定年月日　平成25年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５７７８号
東京都日野市三沢３丁目17―８
破産者　井内　清治
１　決定年月日　平成25年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５７７９号
東京都日野市程久保１丁目２―７　第６登陽コーポ101
破産者　井内　秀幸
１　決定年月日　平成25年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５７８６号
東京都港区虎ノ門１丁目５番13号
破産者　有限会社虎の門喜よし
１　決定年月日　平成25年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５７９０号
神奈川県横浜市瀬谷区二ツ橋町312番地
破産者　有限会社八百安
１　決定年月日　平成25年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５７９１号
神奈川県横浜市瀬谷区本郷１丁目65―47―104
破産者　岡本　安雄
１　決定年月日　平成25年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５８０９号
茨城県常陸太田市西一町2325番地１
破産者　有限会社Ｋ・ＬＵＭＩＥＲＥ
１　決定年月日　平成25年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５８１０号
東京都港区芝２丁目30―４―501
破産者　小滝　　晃
１　決定年月日　平成25年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５８２４号
東京都荒川区東日暮里３―９―４　ワコーレ東日暮里Ⅱ１―Ｂ号室
破産者　株式会社スカイゴルフ
１　決定年月日　平成25年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５８７０号
茨城県つくばみらい市寺畑260番地７
破産者　株式会社菅原施工
１　決定年月日　平成25年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５８７１号
茨城県つくばみらい市谷井田1261番地26
破産者　菅原　　聡
１　決定年月日　平成25年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５９１３号
東京都千代田区九段北１丁目８番４号
破産者　株式会社現代工房
１　決定年月日　平成25年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５９１４号
神奈川県藤沢市鵠沼石上２丁目２―２―1101
破産者　高橋紀一郎
１　決定年月日　平成25年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５９３４号
東京都板橋区赤塚８丁目１―９―201
破産者　嵯峨山英樹
１　決定年月日　平成25年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６０７１号
東京都板橋区高島平３丁目８―７―402　第三オータニビル
破産者　笠井　　賢
１　決定年月日　平成25年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６０９０号
東京都中央区日本橋１丁目２番10号
破産者　株式会社ブルームス
１　決定年月日　平成25年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６１６７号
埼玉県川口市大字安行領根岸65―１
破産者　坂入　義信
１　決定年月日　平成25年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部